

## 神奈川県教育委員会支援部における後援名義等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本県の幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下「義務教育諸学校等」という。）における教育の振興を図る上で特に有意義と認められる事業について、教育委員会が後援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(事業の後援)

第2条 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育の振興を図る上で特に有意義と認められる事業について、次の各号をすべて満たす場合に、後援を行うことができるものとする。

- (1) 後援することにより教育委員会の中立性に疑念が生じるおそれのないこと。
- (2) 政治的又は宗教的活動と認められる事業ではないこと。
- (3) 営利又は資金集めを目的とする事業ではないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのある事業ではないこと。
- (5) 参加者に過大な負担を強いる事業ではないこと。
- (6) 一の市町村の住民を対象とする事業ではないこと。
- (7) 参加者が少人数である事業ではないこと。
- (8) 県外で開催される事業ではないこと。（近隣都県で実施されるもの及び全国規模で実施されるものを除く。）
- (9) その他、後援を承認することが適当でないと認められる事業ではないこと。

(後援の申請)

第3条 前条の後援を受けようとする者は、事業を開始する日の30日前までに、教育委員会に後援名義使用申請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業の開催要領又は企画書等の事業の概要を明らかにする書類
- (2) 定款、寄附行為、規約又は会則（事業の主催者が国又は地方公共団体等である場合を除く。）
- (3) 役員名簿（事業の主催者が国又は地方公共団体等である場合を除く。）
- (4) 申請事業の収支予算書（事業の主催者が国又は地方公共団体等である場合を除く。）
- (5) その他（過去に同様の事業を行っている場合は、前回実施時の事業案内、パンフレット等）

(事業を行う者)

第4条 教育委員会は、前条の申請をした者が、次の各号の一に該当する者で、申請に係る事業を行うための能力を有すると認められる場合でなければ、後援を行わないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人（以下「国又は地方公共団体等」という。）
- (2) 公益法人（特例民法法人を含む。）、学校法人又は社会福祉法人
- (3) 国又は地方公共団体等が構成員となる実行委員会
- (4) 国又は地方公共団体等と密接な関係を有する団体
- (5) 本県の教育施策の推進にあたり、密接な連携又は協力関係を有すると認められる団体
- (6) 本県の県政記者クラブの構成員である報道機関
- (7) その他、次のアからウの要件をすべて備えた団体であって、原則として申請のあった事業について、過去において十分な実績があり、教育長が適当と認めたもの
  - ア 組織及び役員その他の構成員が明確であること。
  - イ 事業の遂行能力があること。
  - ウ 原則として県内に事務所を有すること。

なお、上記の各号に関わらず、特定の政党・政治団体、又は宗教団体が主催者（実施主体）である事業には承認をしない。

(承認の通知)

第5条 教育委員会は、第3条第1項の申請を承認したときは、申請者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、前条の承認に係る事業又は承認を受けた者が、この要領に反すると認められるときは、承認を取り消すものとする。

2 教育委員会は、前項の取消しを行ったときは、承認を受けた者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

(事業報告)

第7条 第5条の承認を受けた者は、承認に係る事業が終了したときは、1か月以内に事業報告書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 承認に係る事業の収支決算書
- (2) パンフレットその他承認に係る事業の内容を明らかにする書類

(賞状による表彰)

第8条 第5条の承認を受けた者が、同条の承認に係る審査会、コンクールその他の行事、催し等において、特に優れた成績をあげた者に対し教育長名による表彰を行うことについては、「神奈川県教育委員会教育長等の表彰の取扱いに関する要綱」の定めるところによるものとする。

2 前項の表彰を希望する者は、第3条第1項の申請を行うにあたって、教育委員会にその旨申し出るものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に申請のあった者から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降に申請のあった者から適用する。

附 則

この要領は、平成24年12月4日以降に申請のあった者から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に申請のあった者から適用する。